

いよいよスタート！グリーン住宅ポイント制度概要セミナー Q&A

No	ご質問	回答
1	<p>証明書の説明の中で、「フラット35S金利Aプランを取得する場合、同時にフラット35S金利Bプランを取得することができる」とのことでしたが、他機関で確認したところ、同時に取得はできませんと言われました。どちらが正しいのでしょうか。</p>	<p>同時に取得可能です。 他機関にもう一度ご確認ください。</p>
2	<p>対象住宅証明書の中で、現金取得者向け対象住宅証明書がないのは、フラット35S金利Aプランと同様、断熱と一次エネ両方の性能を確認できないから、今回の制度には使えないということなのでしょうか</p>	<p>その通りです。 現金取得者向け対象住宅証明書は断熱等性能等級4や一次エネルギー消費量等級4以上等のいずれか一つの性能となり、断熱と一次エネ両方の性能を確認できないためです。</p>
3	<p>個人が所有する店舗併用住宅（理髪店など）は対象となるのでしょうか。</p>	<p>住宅部分が要件に該当し、申請者が自ら居住するのであれば対象になります。</p>
4	<p>断熱性能等級4、一次エネルギー消費量等級4の省エネ法の計算は必要でしょうか？ (仕様基準や簡易計算法の)</p>	<p>必要です。 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イに規定する外皮性能の基準及び同号ロに規定する一次エネルギー消費量の基準に適合していることを確認します。)</p>
5	<p>いただいた資料の ① 12ページ目「ii 一定の省エネ性能を有する住宅 →日本住宅性能表示基準で定める断熱等級4級かつ、一次エネルギー消費量等級4以上の住宅^{※2}」 ② 14ページ目「※2 断熱等性能等級4を満たさない住宅であっても、建築物省エネ法に基づく住宅の外皮性能の基準及び、一次エネルギー消費量の基準に適合するものは本制度の対象とします。」 とありますが、 断熱等級4でなくても、②(14ページ目「※2」)をクリアしていれば問題ないという認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>断熱等性能等級4には外皮性能基準以外に「結露発生防止対策」が含まれるため、建築物省エネ法の外皮性能基準と一次エネ基準を満たしていれば本制度の対象となります。</p>